

「社長！ 知財で損しないための ポイントご存知ですか？」

知財(知的財産)って？
お店や商品の名前などの「商標」と呼ばれるものや、デザインなどの「意匠」。また、発明に関する「特許」などには「権利」が発生しています。これらの権利を知的財産といいます

企業が持続的発展を遂げるためには、新しい商品・サービスを市場に提供していくことが必要です。しかしながら、良い商品・サービスであっても、それに係る知的財産の対応に不備があると、思わぬ損害を招くことがあります。本セミナーではいくつかの事例を参照しながら、知的財産の留意点や活用方法について説明頂きます。



日時 平成31年1月16日(水)
午後6時30分～

会場 大津北商工会 本所

(大津市本堅田3丁目7-14)

講師：INPIT 滋賀県知財総合窓口
(一般社団法人 滋賀県発明協会)
窓口支援担当者 田中 和男 氏

お申し込み先 大津北商工会 FAX 077-572-1140 (本所)
077-592-0161 (志賀支所)

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 事業所名 | | お名前 | |
| 電話 | | FAX | |